

## 港湾法（抜粋）

### （港湾計画）

第三条の三 重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

3 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見をきかなければならない。

### （地方港湾審議会）

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長（当該地方公共団体に前条第一項の委員会が設置されているときは、その委員会）の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## 港湾法施行令（抜粋）

### （港湾計画）

第一条の四 法第三条の三第一項 の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 2 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 3 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 4 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 5 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

## 港湾法施行規則（抜粋）

### （港湾計画の軽易な変更）

第一条の六 法第三条の三第四項 の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号 から第五号 までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。

- 1 第十五条の十第一項及び第二項に掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更
- 2 第十五条の十第一項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更
- 3 面積二十ヘクタール以上の一団の土地の造成に関する事項の追加若しくは削除又は造成する土地の規模若しくは配置に関する事項の変更（当該港湾において造成する土地が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上増減することとなる土地の造成に関する事項の追加又は削除及び当該港湾において造成する土地の規模又は配置の変更に係る部分の土地が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上である規模又は配置に関する事項の変更を含む。）
- 4 面積二十ヘクタール以上の一団の土地に係る土地利用に関する事項の追加若しくは削除又は土地利用の区分に関する事項の変更（当該港湾の土地に係る土地利用に関する事項の追加又は削除が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上増減することとなる土地利用に関する事項の追加又は削除及び当該港湾の土地に係る土地利用の区分に関する事項の変更が複数存する場合であつて、その土地の面積の合計が二十ヘクタール以上である土地利用の区分に関する事項の変更を含む。）
- 5 第十五条の十第一項及び第二項に掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十第一項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更
- 6 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）第十六条 及び第二十二条 に規定する事項のうち、第十五条の十第一項及び第二項に規定する港湾施設に係るものの追加、削除又は変更